

# 第3章 まちづくりの基本方針

## 1 土地利用の方針



### 1-1 土地利用の基本的な考え方

#### 良好な生活環境に囲まれた コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちの実現をめざします

本市は、一般国道 192 号沿いを中心に開けた市街地や農地を、吉野川や高越山等の豊かな自然環境が取り囲み、豊かな自然と都市機能が両立した良好な生活環境にあるといえます。

今後、人口減少・少子高齢化が進むなかで、立地適正化計画に基づき、居住や都市機能の維持・集積を促し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちの実現をめざした計画的な土地利用を推進します。

また、市の活性化につながる新たな土地利用については、周辺の自然環境や田園環境へ配慮しながら、適切な規制・誘導を図ります。

### 1-2 土地利用に関する方針

#### (1) 土地利用区分ごとの方針

##### 【市街地】

##### ① 商業・業務系土地利用

- 鴨島駅周辺から一般国道 192 号沿いに広がる商業・業務施設等の集積が進んでいる地域は、本市のまちなか拠点としての役割を担うことから、商業振興施策との連携のもと、都市機能の維持・誘導や土地の有効利用を積極的に進め、商業・業務地の核となるにぎわいの形成と市民の多様な活動の場としてのまちなか拠点の充実を図ります。
- 鴨島駅周辺の商店街の空き店舗や空き地の有効活用により、商店街としての魅力を取り戻し、中心部の活性化を図ります。



一般国道 192 号



駅前通り商店街  
(鴨島駅前)



銀座商店街  
(鴨島駅前)

- 山川、川島、美郷地域の各中心部は、地域生活を支える商業施設や行政サービス機能等の維持・集積により、暮らし拠点としての機能強化を図ります。
- 吉野川市民プラザは、中心市街地における多様な都市機能を担う施設であるため、地域のふれあいやにぎわいのある交流拠点として積極的な活用を図ります。



吉野川市民プラザ

## ②沿道商業系土地利用

- 一般国道 192 号、318 号及び 193 号の主要幹線道路、主要地方道徳島鴨島線等の沿道は、各拠点と一体となって市民生活を支え、来訪者へのサービス向上に寄与する商業・業務地の適正な形成を促進します。また、背後地の住環境や田園環境に配慮しながら、沿道サービス施設等の適正な立地を促し、にぎわいあふれる軸の形成を図ります。

## ③住居系土地利用

- 長期的な視点を持ち、立地適正化計画に基づく居住誘導区域への適切な居住の促進を図り、居住地としての良好な環境の保全に努めます。
- 各地域の災害リスクの細やかな周知を図るとともに、安全な地域への居住の促進を図り、適切な土地利用を推進します。
- 人口減少等により増加する空き家・空き地の有効活用や、老朽化により倒壊等の危険性が高い建物の除却等を促進し、安全で質の高い住宅地の形成を図ります。
- 人口減少を軽減するために、多様な施策と連携を図り、移住・定住を促す住宅地の充実に努めます。

## ④工業系土地利用

- 雇用機会の創出による定住人口の確保や地域の活性化等に向け、工業系土地利用の有効活用を図ります。
- 南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害の防災・減災対策として、沿岸部の工場等が内陸部へ移転・分散する動向を踏まえ、本市の交通利便性や良好な生活環境等の PR を図り、新たな企業誘致につなげます。
- 牛島地区の鴨島工業団地及び鴨島中央工業団地については、更なる企業誘致の推進に努め、本市のしごと拠点としての機能強化を図ります。



鴨島中央工業団地

## 【農地・集落地】

### ⑤田園居住系土地利用

- 市街地の周辺に広がる農地は、食料の生産基盤であるとともに、都市の貴重な緑の空間として保全を図ります。
- 後継者・担い手の減少等により市内に増加しつつある遊休農地は、農業振興施策との連携のもと、地域の中心経営体に集約・集積を図ります。
- 農地から都市的土地利用への転換は、農業振興施策との整合のもと、市の活性化や周辺環境との調和を前提とし、農地の無秩序な開発を抑制します。
- 河川沿いや山間部に分布する集落は、周辺の自然環境や田園環境との調和を図りながら、豊かな住環境の保全・形成に努めます。

### ⑥自然系土地利用(森林・河川)

- 本市の大部分を占める森林は、水源かん養や洪水防止機能、多様な生き物の生息・生育地等の多面的な機能を有することから、積極的な保全・活用を図ります。
- 本市の自然を代表し、市民の誇りとなっている吉野川や高越山等の豊かな自然環境を守り、次世代へと継承します。また、これらみずとみどりの拠点を含む自然環境は市の貴重な観光資源であり、市民や来訪者が水や緑と親しむ場として保全・活用を図るとともに、積極的なPRに取り組みます。

## (2)適正な土地利用の規制・誘導に関する方針

---

### 【市街化区域】

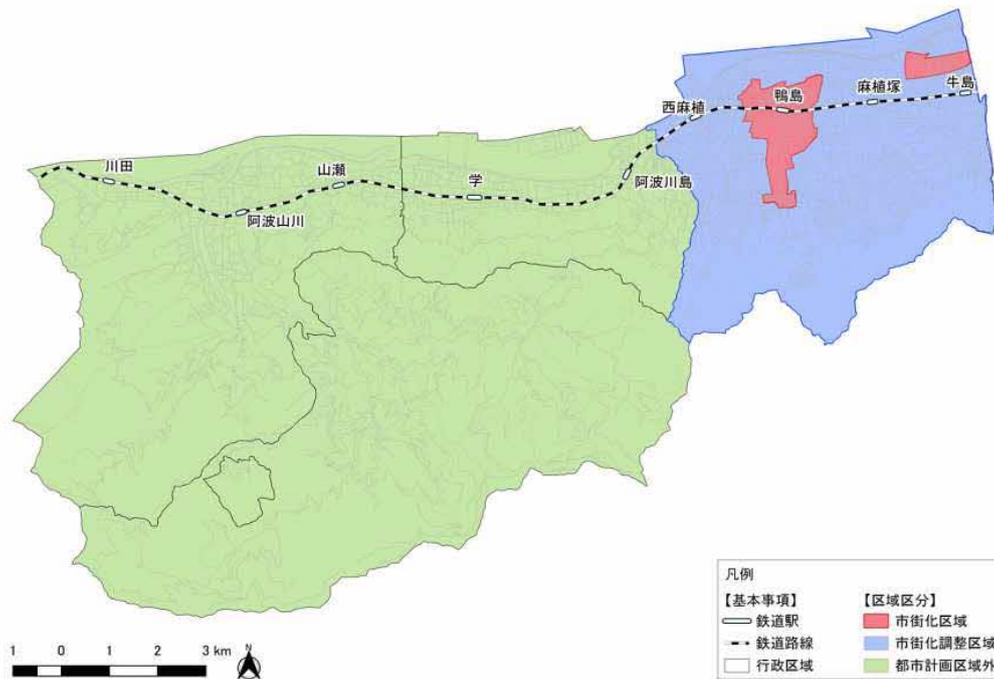
- 立地適正化計画に基づき、適切な都市機能の集積・維持やまちなかへの居住の促進を図ります。
- 本市の活性化に寄与する新たな施設の立地等、市民生活の向上に資する新たな土地利用が生じる場合は、適正な用途地域の指定や見直しを図ります。

### 【市街化調整区域】

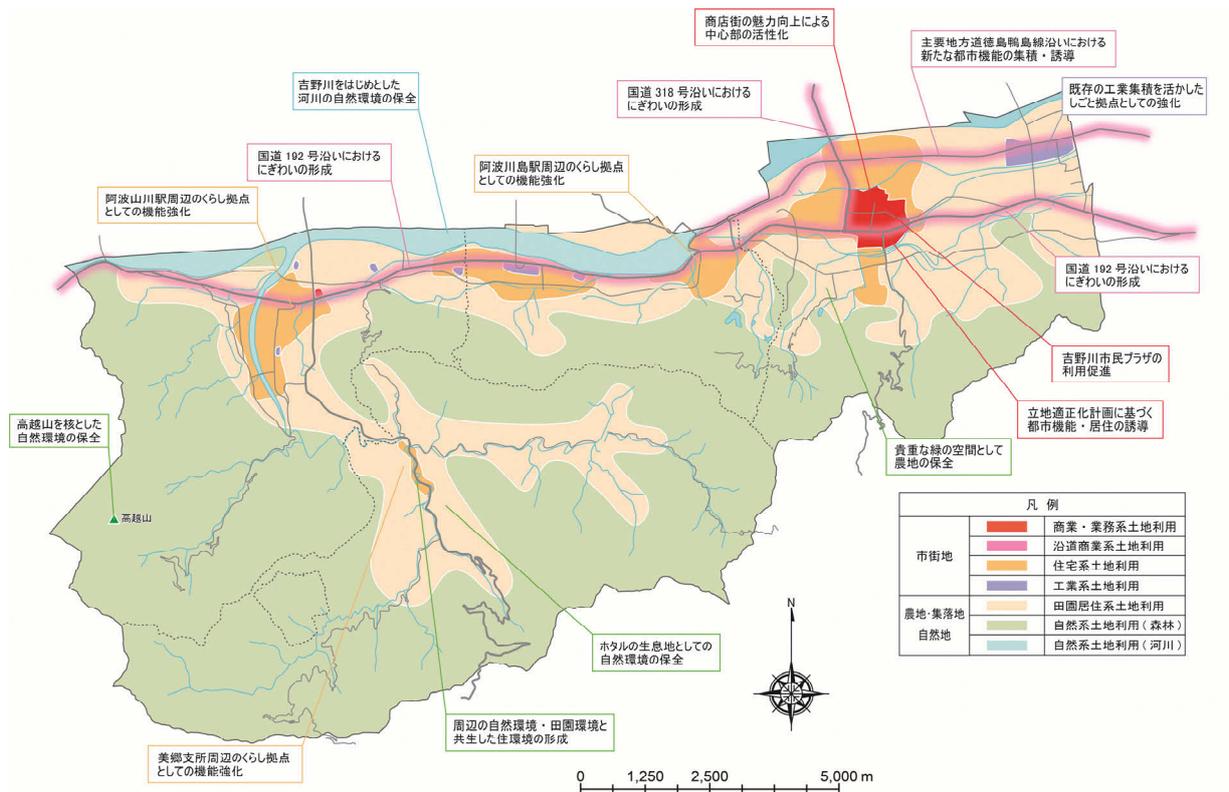
- 市街化調整区域は、立地適正化計画に基づく都市構造や豊かな自然との共生に向け、基本的には開発を抑制します。
- 都市計画法の改正に伴い、市街化調整区域における「災害リスクの高いエリア」での開発が厳格化されたことを踏まえ、開発許可制度等の適切な運用に取り組みます。
- 市の活性化につながる新たな土地利用需要が生じた際には、地区計画制度の活用等による計画的な整備を検討します。

### 【都市計画区域外】

- 都市計画区域外の地域については、農業振興施策等との連携のもと、田園環境や自然環境の保全を基本に、良好な住環境の形成を図ります。



吉野川市 区域区分



土地利用方針図

## 2 道路・公共交通の整備方針



### 2-1 道路・公共交通の整備の基本的な考え方

#### 都市の利便性や活力を支える快適な交通ネットワークの形成を進めます

本市の交通体系は、広域的な移動を支える一般国道 192 号、318 号等の主要幹線道路、主要地方道徳島鴨島線等の地域間を結ぶ県道や市道、JR 徳島線やバスの公共交通によって構築されています。

市域内外を結ぶ道路・公共交通は、通勤・通学の移動手段や日常サービスの享受等、都市の利便性や活力を支え、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちの形成において重要な役割を担うことから、関係機関と連携を図りながら、計画的な道路の整備や維持管理、公共交通の維持・充実に努めます。

また、本市の“強み”である、高速交通網へのアクセス利便性の更なる機能発揮に向け、市域内外のネットワークの強化を図るとともに、身近な生活道路の安全性や快適性の向上、災害に強い道路網の形成等、良好な交通体系の構築を図ります。

少子高齢化が進む中で公共交通の役割が高まることから、本市の特性や市民ニーズ等を踏まえて、持続可能な公共交通を検討します。

### 2-2 道路・公共交通の整備方針

#### (1)都市の利便性や活力を支える道路網整備

##### ①幹線道路の整備方針

- 一般国道 192 号、318 号等の主要幹線道路を骨格とした良好な道路ネットワークの形成を図ります。
- 主要地方道鴨島神山線、主要地方道神山川島線等の幹線道路については、関係機関との連携のもと、適切な整備・維持管理を促進します。
- 高速交通網へのアクセス性を高める道路ネットワークの形成を検討し、利便性の更なる機能発揮を図ります。
- 災害時の避難・救助や物資供給等の応急活動のための緊急車両の通行を担う重要な路線の適切な整備を促進します。



一般国道 192 号



一般国道 318 号



一般国道 193 号

## ②地域内の主要道路の整備方針

- 生活範囲を基本としたコンパクトシティ・プラス・ネットワークによるまちを支える交通体系として、まちなか拠点と各くらし拠点、生活の場を結ぶ道路網の充実を図ります。

## ③生活道路の整備方針

- 狭あいな生活道路は、基準に適合する構造への改良に取り組む等、安全で快適な道路空間の形成を図ります。
- 見通しの悪い交差点や通過車両の多い生活道路においては、箇所に応じた効果的な対策を検討します。また、生活道路への車両の流入抑制やスピード抑制を促す工夫を検討します。

## ④観光・交流を促す周遊ネットワークの整備充実

- 観光振興や交流人口の拡大をめざし、みずとみどりの拠点やふれあい・交流拠点を結ぶ周遊ネットワークの充実を図ります。

## ⑤都市計画道路の整備方針

- 事業未着手の都市計画道路は、都市計画決定された当時から社会情勢や周辺道路網の変化等が生じていることを踏まえ、必要性や実現性の検証を行い、存続・見直し・廃止等の方針を定めます。

## (2)安全で快適な道路環境の整備

- 幹線道路の整備にあたっては、歩行者や自転車通行空間の確保を図るとともに、状況に応じて植樹帯や街灯を設ける等、安全で快適な道路空間の形成を促進します。
- 主要な交通施設と公共公益施設を結ぶ道路等におけるバリアフリー化に取り組む等、円滑な移動が可能となるネットワークの形成を図ります。
- 交通事故が多発する危険な交差点等においては、関係機関と連携して、対策を促進します。



自転車通行可の標識がある歩道

## (3)公共交通機関の維持・充実

- コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちの実現を支える交通体系として、地域の実情やニーズに合った公共交通機関の充実と利用促進を図ります。
- 主要な交通施設の利便性の向上等、交通結節点としての機能強化を図ります。



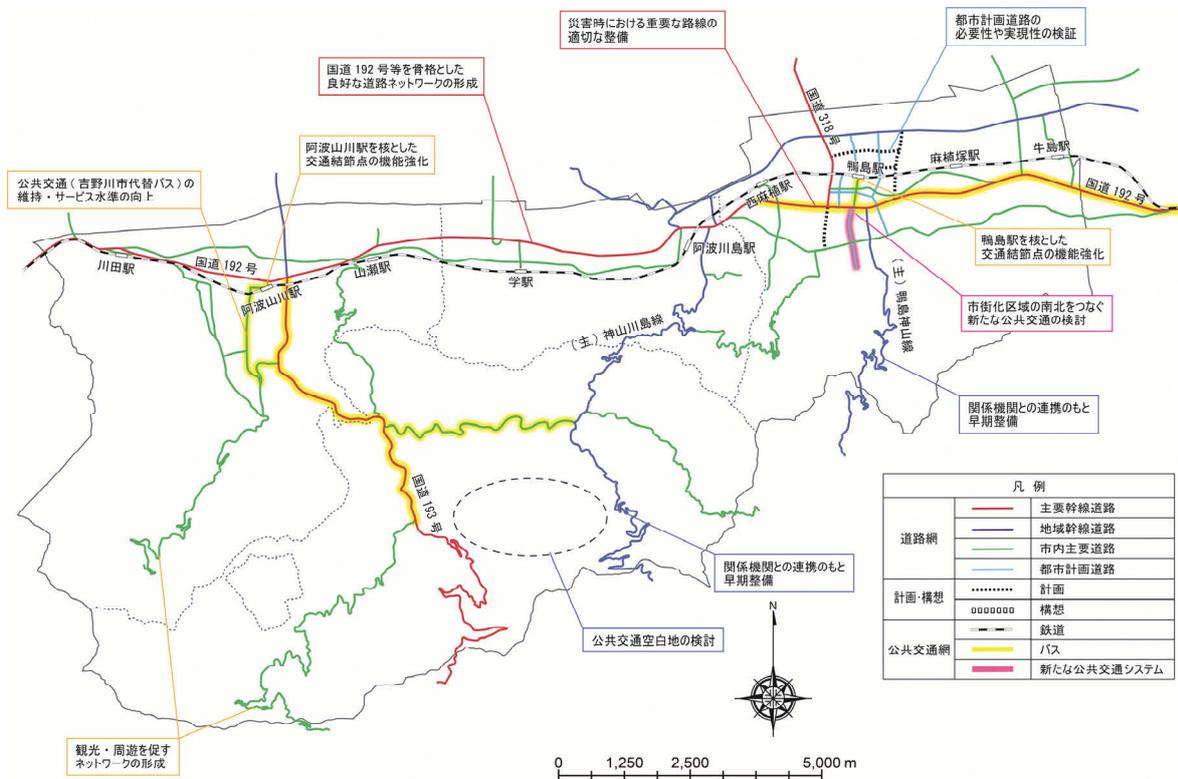
鴨島駅前広場

- 交通弱者の方を含めて全ての市民が安心して暮らしていけるまちをめざし「吉野川市版地域公共交通システム」の構築を図ります。
- 高齢者の日常生活における移動手段の確保等に向け、吉野川市代替バス等を含めサービスを検討し、利便性の向上を図ります。



吉野川市代替バス

- 地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保するため、地域公共交通計画の策定を検討し、既存の公共交通の再編や見直しによる利便性の向上を図ります。
- 吉野川医療センター等の拠点施設へのアクセスの確保等、生活利便性を高める公共交通の充実を検討します。
- 公共交通空白地の解消や持続可能な公共交通の確立に向け、新たな公共交通体系を検討します。



道路・公共交通の整備方針図

### 3 公園・緑地の整備方針



#### 3-1 公園・緑地の整備の基本的な考え方

### 市民に親しまれ、安らぎとうるおいを生み出す 公園・緑地の整備を進めます

本市の都市計画公園は、総合公園が1箇所(向麻山公園)、街区公園が3箇所(西麻植児童公園、喜来児童公園、呉郷公園)で、計画決定面積は22.39ha、供用面積は9.89haと整備率は約4割程度に留まっています。また、江川・鴨島公園や上桜公園、バンブーパーク等、市内の各地に市民の憩いの場、観光資源となる魅力ある公園・緑地が整備されています。

既存の公園・緑地の適切な維持管理やオープンスペースにおける緑化の推進等に努め、市民に親しまれ、安らぎとうるおいを生み出す公園・緑地の充実に取り組みます。

また、市を取り囲む豊かな自然は、市民生活に安らぎとうるおいを与えてくれる空間として、その保全や活用に努め、水や緑を感じられるまちをめざします。

公園・緑地は日常利用のみに限らず、自然災害発生時の避難場所や復旧・復興期の活動拠点等としての活用を見据え、防災機能の確保・強化等を検討します。

#### 3-2 公園・緑地の整備方針

##### (1)都市計画公園の利用促進

- 総合公園(向麻山公園)は、遊具やテニスコートをはじめとした市民の様々なレクリエーション活動の場として、施設の充実やバリアフリー化等により、都市計画公園としての機能向上を図ります。また、季節に応じた草花が咲き、市民が憩い、多くの来訪者を集める観光資源のひとつとして、適切な維持管理・保全、PR強化を図ります。
- 街区公園(西麻植児童公園、喜来児童公園、呉郷公園)は、市民の身近な公園として、施設の適切な維持管理や更新に努め、市民の利用を促進します。



向麻山公園

##### (2)地域の特性を踏まえた公園・緑地の整備・活用

- 江川・鴨島公園や上桜公園、バンブーパーク、ふれあい公園等、市民の憩いの場となっている公園・緑地の適正な配置・規模の検討、維持管理や機能強化を図ります。
- 多様化するレクリエーション需要の変化を踏まえ、多くの市民が利用する公園・緑地として、施設の充実やバリアフリー化等の再整備を検討します。



江川・鴨島公園



上桜公園



バンブーパーク

### (3)身近な緑の形成

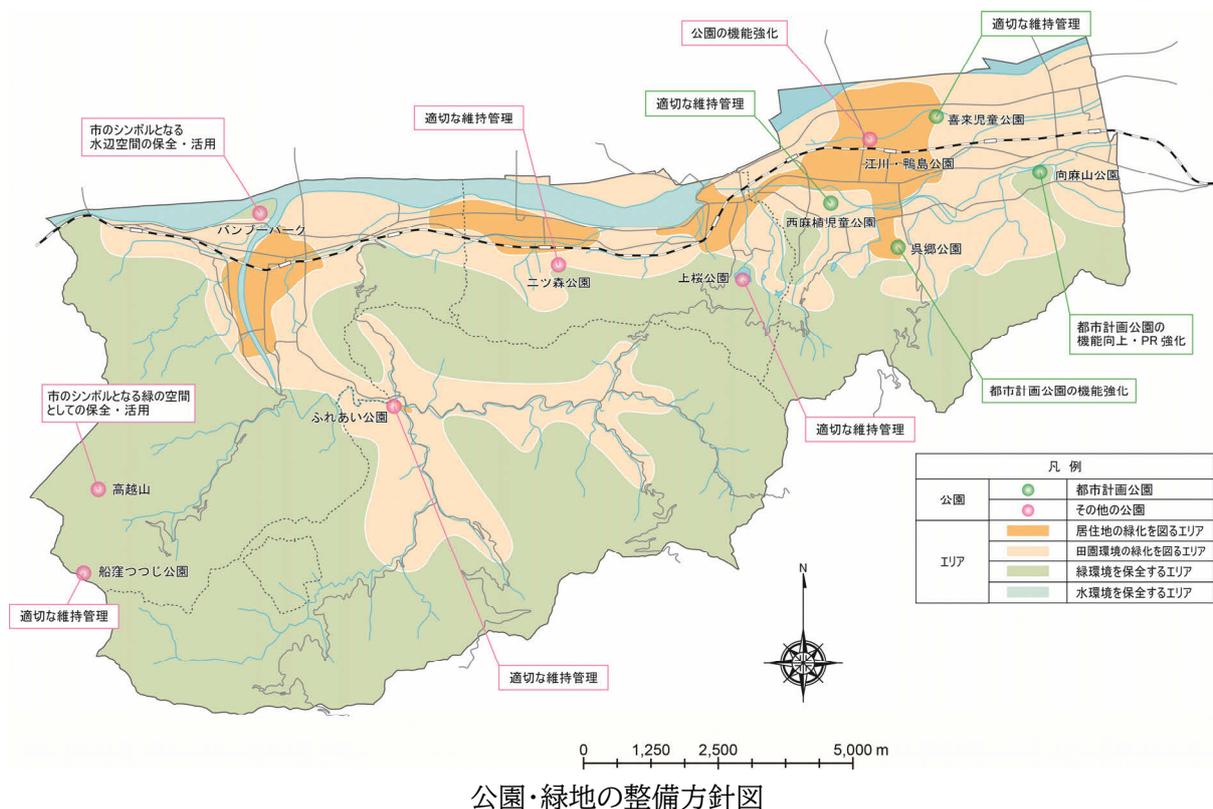
- 公共施設や鉄道駅周辺等の多くの人々が訪れる場所の緑化に取り組み、安らぎとうるおいのある空間形成を図ります。
- 生活に身近な緑の充実に向け、民有地の緑化の支援を促すための支援制度等について検討します。

### (4)市民との協働による緑化の推進

- 公園や道路の植樹帯における花の植え替え等への市民や地域団体の参加を促し、公園・道路に対する愛護精神を高めるとともに、市民との協働による日常の維持管理体制の構築をめざします。

### (5)災害発生時の避難場所等としての公園の活用

- 自然災害発生時の避難場所や活動拠点としての公園の活用を見据え、防災機能の確保等について検討します。



## 4 河川・下水道の整備方針



### 4-1 河川整備の基本的な考え方

#### 総合的な治水対策による安全なまちの形成を図ります

本市では、台風や集中豪雨等による浸水被害が頻発し、市民の生命や財産が危機にさらされることから、治水対策を求める多くの声があり、市内公共下水道や雨水管きよの整備により被害軽減に取り組んでいます。

河川改修や水路整備を進めるとともに、総合的な治水対策の推進により、安全なまちの形成を図ります。

また、豊かな水辺環境の保全と活用に向け、市民が水に親しむことができる空間整備に取り組みます。

### 4-2 河川の整備方針

#### (1)河川整備の促進

- 飯尾川や桑村川、ほたる川等の内水被害が頻発する箇所においては、関係機関との連携により、計画的な河川改修に取り組みます。
- 河川整備にあたっては、周囲の自然環境に配慮するとともに、水に親しめる空間整備を行う等、良好な水辺空間の形成を図ります。
- 関係機関と連携して、排水機場や貯留施設等の整備に取り組み、水害に強い安全なまちの形成を図ります。

#### (2)内水被害軽減対策の推進

- 毎年のように生じる内水被害は、市民の生命・財産を脅かしていることから、市内公共下水道や雨水管きよの整備をはじめとしたハード整備・ソフト施策を組み合わせ、減災対策を引き続き進めます。
- 「吉野川市水害に強いまちづくり条例」に基づき、市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりに取り組みます。

#### (3)流域治水対策の推進

- 吉野川流域治水プロジェクトに基づき、関係機関と連携を図りながら、吉野川水系の流域全体で水害の軽減をめざし、治水対策を検討します。また、本市の主要な対策として、農業用ため池を活用した治水対策「流域治水」を進めます。

## 4-3 下水道整備の基本的な考え方

### 衛生的で快適な生活環境の形成に向け下水道の整備を進めます

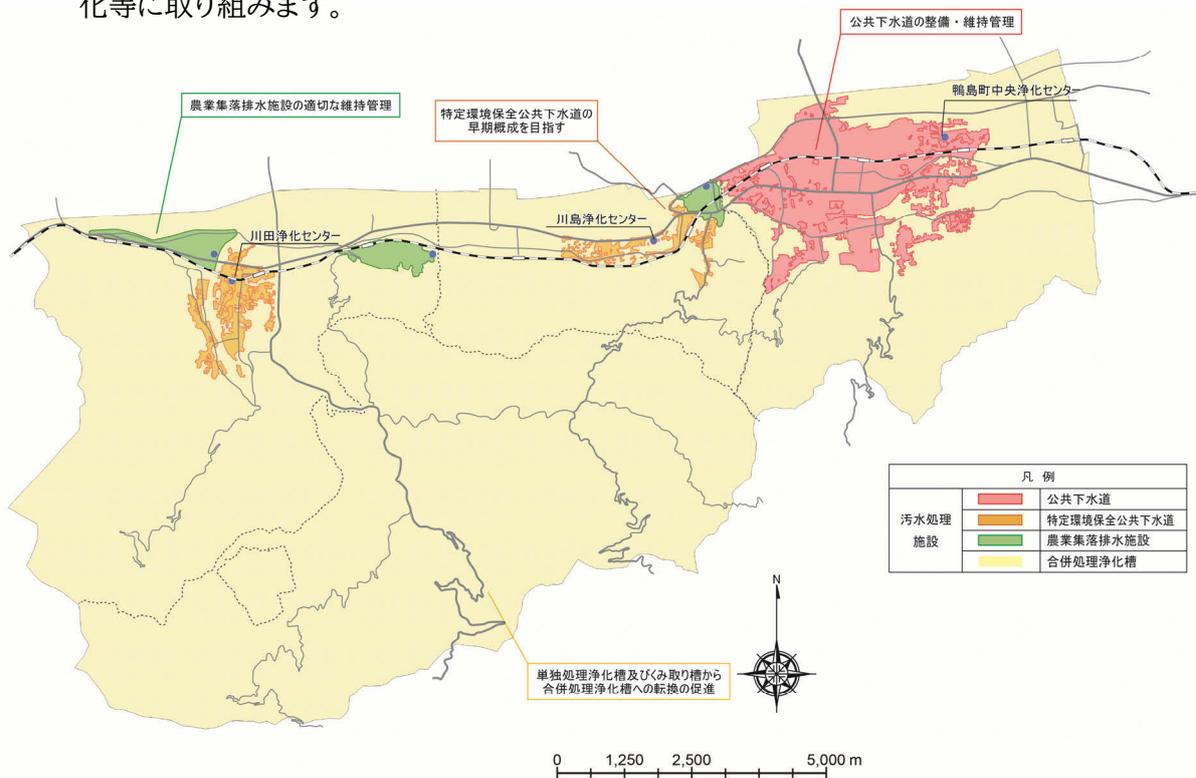
本市の下水道は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設による整備が進められています。

今後も、衛生的で快適な生活環境や水資源の循環型社会の形成をめざし、計画的に下水道整備を進めます。

## 4-4 下水道整備に関する方針

### (1) 下水道の整備推進と機能維持

- 「吉野川市汚水処理施設整備構想」に基づき、効率的かつ適正な汚水処理施設の整備を推進し、地域の水環境の健全化を促進します。
- 市街化区域の住環境の改善と定住基盤の確立として、計画的な公共下水道の整備(更新や耐震化等)や維持管理に取り組みます。
- 公共下水道(鴨島中央処理区)や特定環境保全公共下水道(川田、川島の2処理区)、農業集落排水施設(神後、山崎南、川田北の3地区)以外の地域では、それぞれの地域の実情に応じて、合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備を促します。
- 下水道の処理機能を維持するため、施設の適切な管理や計画的な老朽施設の更新、耐震化等に取り組みます。



下水道の整備方針図

## 5 その他の都市施設の整備方針



### 5-1 その他の都市施設の整備の基本的な考え方

#### 市民の生活を支える都市施設の適切な運営に努めます

本市では、都市計画施設として、「都市計画市場：鴨島地方卸売市場」、「都市計画火葬場：吉野川市斎場」が整備されています。

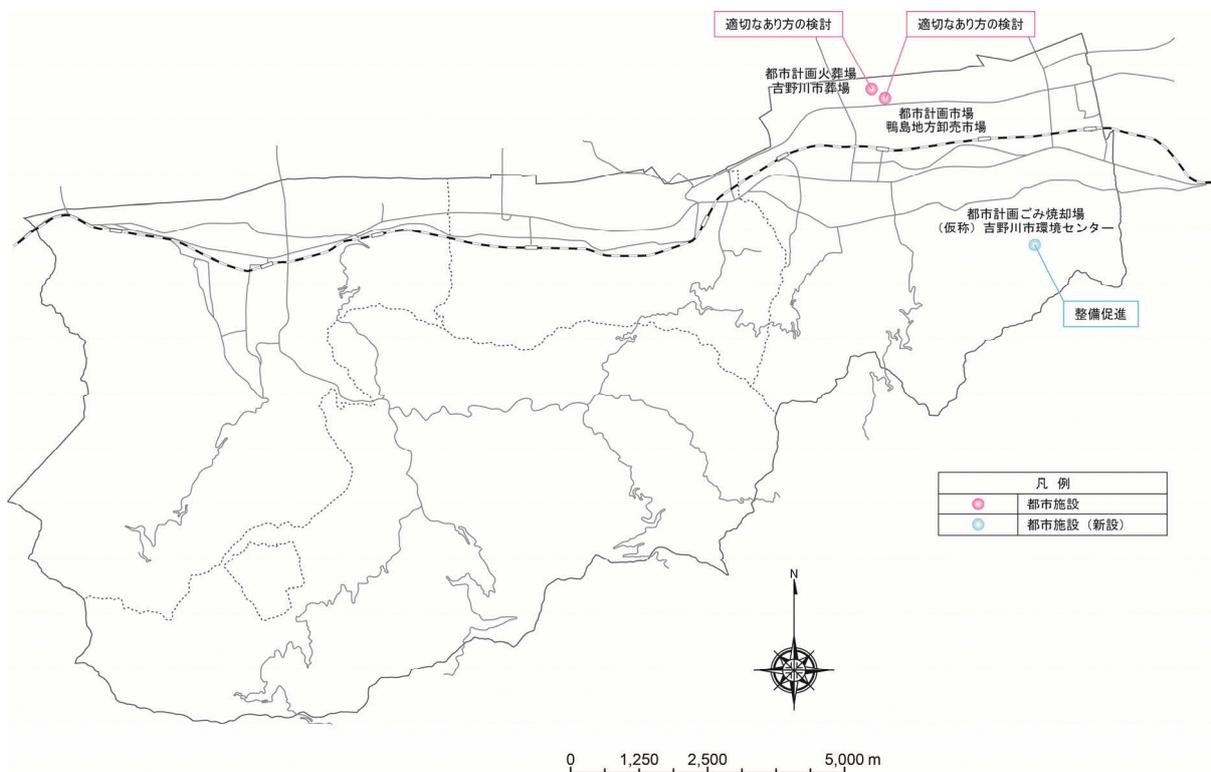
「都市計画ごみ焼却場：(仮称)吉野川市環境センター」は、令和7(2025)年に使用開始を計画されており、整備が進められています。

これらの都市計画施設は、市民生活を支えるものであり、関係機関との連携のもと、適切なあり方を検討します。

### 5-2 その他の都市施設の整備方針

#### (1) その他の都市施設の機能維持

- 都市計画決定されている「都市計画市場：鴨島地方卸売市場」や「都市計画火葬場：吉野川市斎場」、「都市計画ごみ焼却場：(仮称)吉野川市環境センター」は、関係機関との連携のもと、適切なあり方を検討します。



その他の都市施設の整備方針図

## 6 都市防災に関する方針



### 6-1 都市防災に関する基本的な考え方

#### 安全・安心が実感できる災害に強くしなやかなまちの実現

本市が直面することが想定される南海トラフ巨大地震の発生確率は、今後30年以内に70～80%であり、また、近年の風水害については、激甚化の傾向にあります。これらの大規模災害への対策が急務となっています。

地震や風水害等の災害に強い都市基盤の整備や、土地利用への防災的視点の導入等、ハード・ソフトの両面から取組を進め、多くの人が安全・安心を実感できる災害に強いまちづくりをめざします。

また、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、様々な防災・減災対策の推進を図ります。

### 6-2 都市防災に関する方針

#### (1) 災害に強い都市基盤の整備

- 内水による浸水被害や南海トラフ巨大地震への備えとして、災害時の拠点施設や避難所等の整備を図り、災害に強くしなやかに対応できるまちの形成を図ります。
- 市街地では、避難路や延焼遮断帯の確保、建築物の不燃化、木造住宅の耐震診断・耐震改修、倒壊のおそれが高い空き家等の除却等を促し、災害に強い市街地の形成を図ります。
- 木造住宅が密集する市街地では、市街地開発事業等の地域に応じた手法の活用により、細街路の拡幅、公園やオープンスペースの確保に努め、災害に強い市街地形成を図ります。
- 道路の有する、災害時の避難や物資の輸送、救援・救護活動等を支える基盤としての役割を踏まえ、計画的な整備や改良を図ります。特に、災害時においても適切なネットワーク機能が発揮されるよう、緊急輸送道路や重要路線にある橋りょうやトンネルの耐震化等を図ります。
- 上下水道等のライフラインについては、施設の耐震化等、災害時においてもその機能が維持できるよう対策を実施します。

#### (2) 地域防災力の向上

- 「吉野川市地域防災計画」に基づき、地震対策と風水害対策を中心とした防災施策の推進を図ります。また、吉野川流域治水プロジェクトに基づき、関係機関と連携を図りながら、吉野川水系の流域全体で水害の軽減をめざし、農業用ため池を活用した治水対策等を進めます。

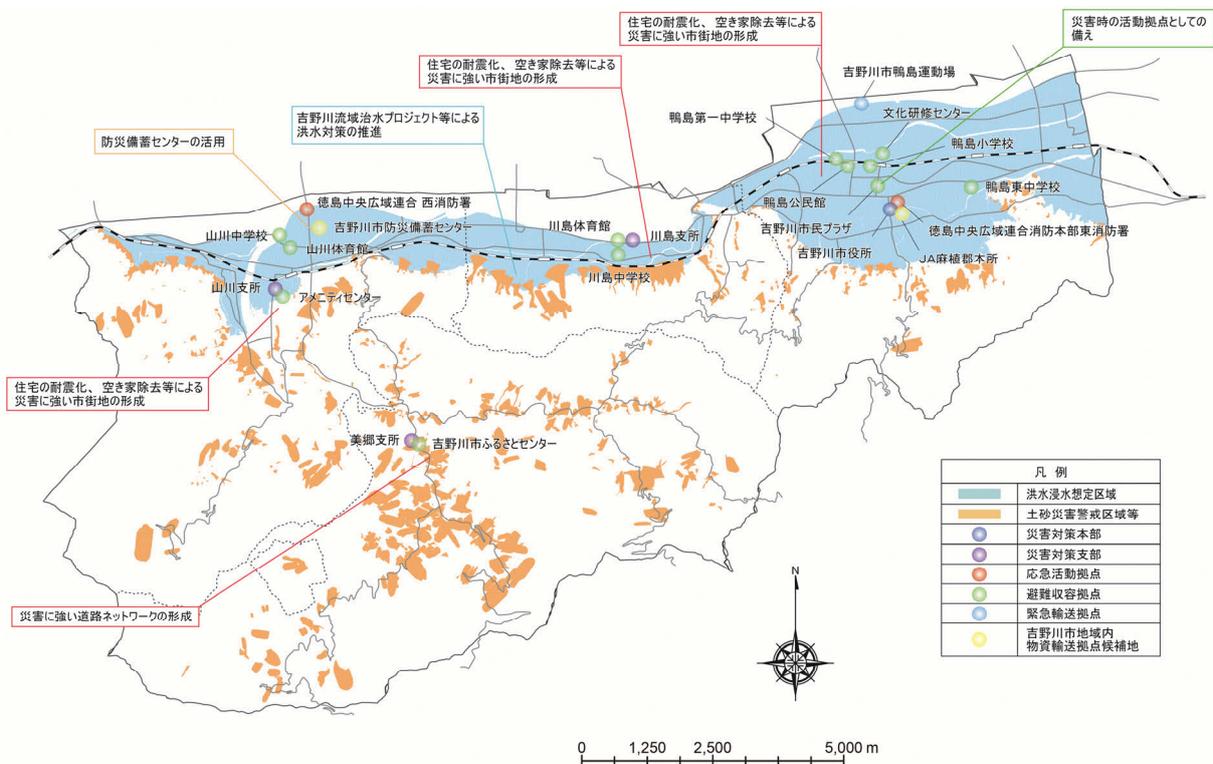
- 災害時に迅速な情報収集・伝達が行えるように、防災行政無線や防災・情報メール等の情報通信態勢の強化を図ります。また、消防機関・社会福祉協議会・自主防災組織等による直接的な声かけ等の多様な手段による、伝達方法を検討します。
- 「吉野川市防災マップ」による被害想定や避難場所の情報提供、総合防災訓練をはじめとした防災訓練の実施、防災教育の推進等により、市民の防災意識や地域の防災力の向上を促し、地域で自立できる防災体制の構築を図ります。

### (3)災害から迅速な復旧・復興に向けた対策の検討

- 復旧・復興の拠点となる施設の充実を図ります。
- 災害時の対応施設として、吉野川市民プラザや吉野川市防災備蓄センター等の活用を図ります。
- 大規模災害発生後において、すみやかに日常生活を取り戻すことが可能となるよう、ライフライン施設等の早期復旧に向けた関係事業者等との連携を図ります。
- 平時から復旧・復興に関する備えとして事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)の見直しや事前復興計画等の策定を検討します。

### (4)防犯対策の強化

- 必要な箇所への街路灯の整備等に取り組み、犯罪が起こりにくい安全・安心な環境整備に努めます。



都市防災の整備方針図

## 7 自然環境保全に関する方針



### 7-1 自然環境保全の基本的な考え方

#### 地域の誇りとなる豊かな自然環境の保全・活用を図ります

吉野川や高越山、美郷のホタル等の豊かな自然は、本市を特徴づける貴重な資源として、適切な保全を図るとともに、市民や来訪者に安らぎとうるおいを与える空間としての充実に努め、その更なる活用を促進します。

### 7-2 自然環境保全に関する方針

#### (1) 豊かな自然環境の保全・活用

- 吉野川や高越山、美郷のホタル等をはじめとした豊かな自然は、市民からの評価が高く、適切な保全・活用を図ります。
- 吉野川沿いのバンブーパーク、高越山周辺の船窪つつじ公園、向麻山公園の桜等の四季折々の豊かな自然を感じることでできる空間は、市民や来訪者に安らぎとうるおいを与える空間として、施設の充実等に取り組み、更なる活用を促します。
- 本市の豊かな自然環境は、市民の誇りとなるとともに、来訪者にとって魅力となる観光資源としてPRの強化に努めます。また、観光・交流の資源として活用を図ることで、地域への愛着を高めつつ、地域活力の向上につながる仕組みづくりを検討します。



高越山



船窪つつじ公園



美郷のホタル

#### (2) 生物多様性への配慮

- 多様な生物の生息環境でもある貴重な水と緑に囲まれた地域特性を活かし、生物多様性に配慮した自然環境保全を図ります。

### (3) 緑と水のネットワークの形成

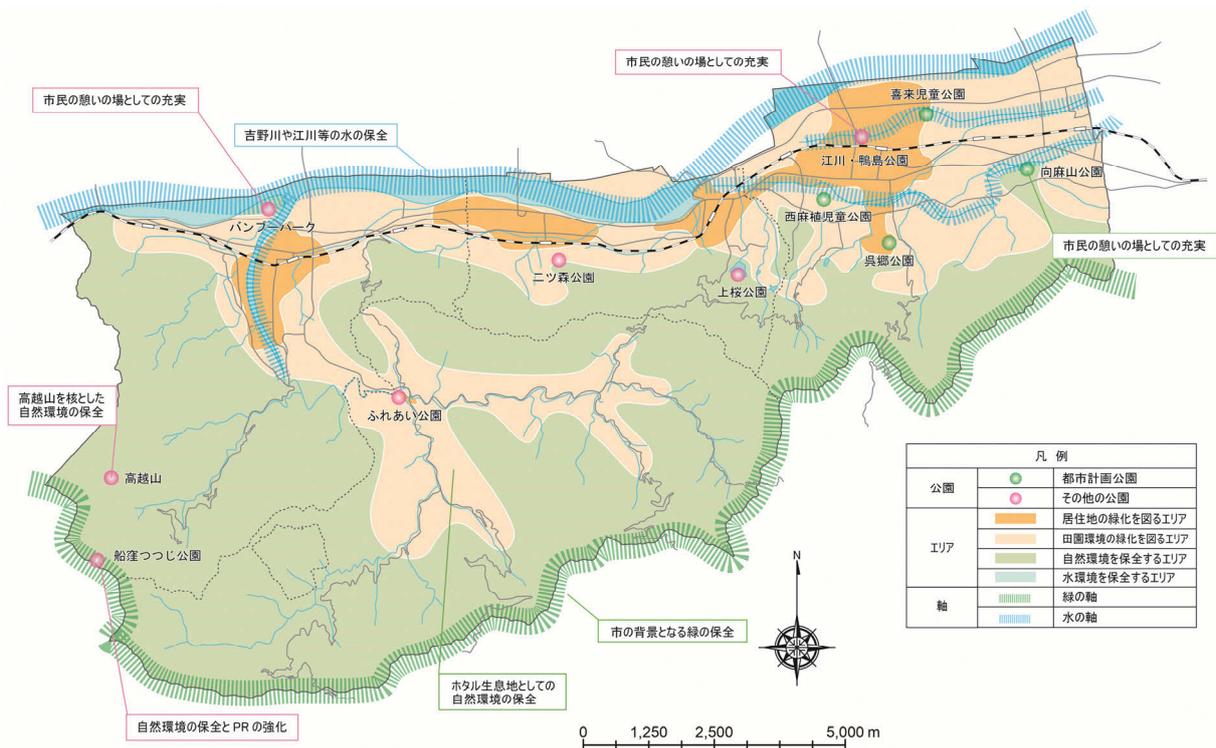
- 市の背景となっている豊かな山々の緑や吉野川・江川等の河川の保全・活用を図り、骨格的な緑と水のネットワークの形成を図ります。
- 高越山等のシンボルとなる空間は、市民や来訪者の憩いや交流の場として、その保全・活用を図ります。
- 市街地内の幹線道路沿いへの街路樹や植樹帯の整備等、連続性のある緑の形成を図ります。



江川湧水源

### (4) 脱炭素社会の推進

- 都市機能の集積や公共交通の利用促進等に努めるとともに、市民一人ひとりの環境に対する意識の高揚等を図り、省資源や省エネルギー対策等の脱炭素社会の実現に向けた取組を促進します。
- 都市機能の集約や公共交通の利用促進を図り、歩いて暮らせるコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちを実現することで、環境にやさしいまちづくりをめざします。



自然環境保全の整備方針図

## 8 景観形成に関する方針



### 8-1 景観形成の基本的な考え方

#### 市民共有の財産である優れた景観を守り育て、次世代へと継承します

本市は、豊かな自然や特徴的な歴史・文化、にぎわいのある市街地等、様々な景観資源を有しています。これらの優れた景観は、市民共有の財産であるとの認識のもと、景観を守り育て、次世代へと継承します。

### 8-2 景観形成に関する方針

#### (1)豊かな自然環境の保全・活用

- 吉野川や高越山等の豊かな自然は、優れた景観資源との認識に立ち、自然環境保全を基本として、豊かな自然を感じることのできる景観形成を図ります。
- 吉野川に架かる様々な橋りょうは、地域の個性的な景観資源として、また、吉野川の景観を楽しむ視点場としてPRを図ります。



吉野川

#### (2)歴史・文化の景観形成

- 日本遺産に認定されている「四国遍路」と「藍のふるさと阿波」の構成文化財のほか、史跡や神社仏閣は、本市の歴史や文化を物語る地域固有の景観資源として、周辺環境も含めた景観の保全・活用を図ります。



藤井寺



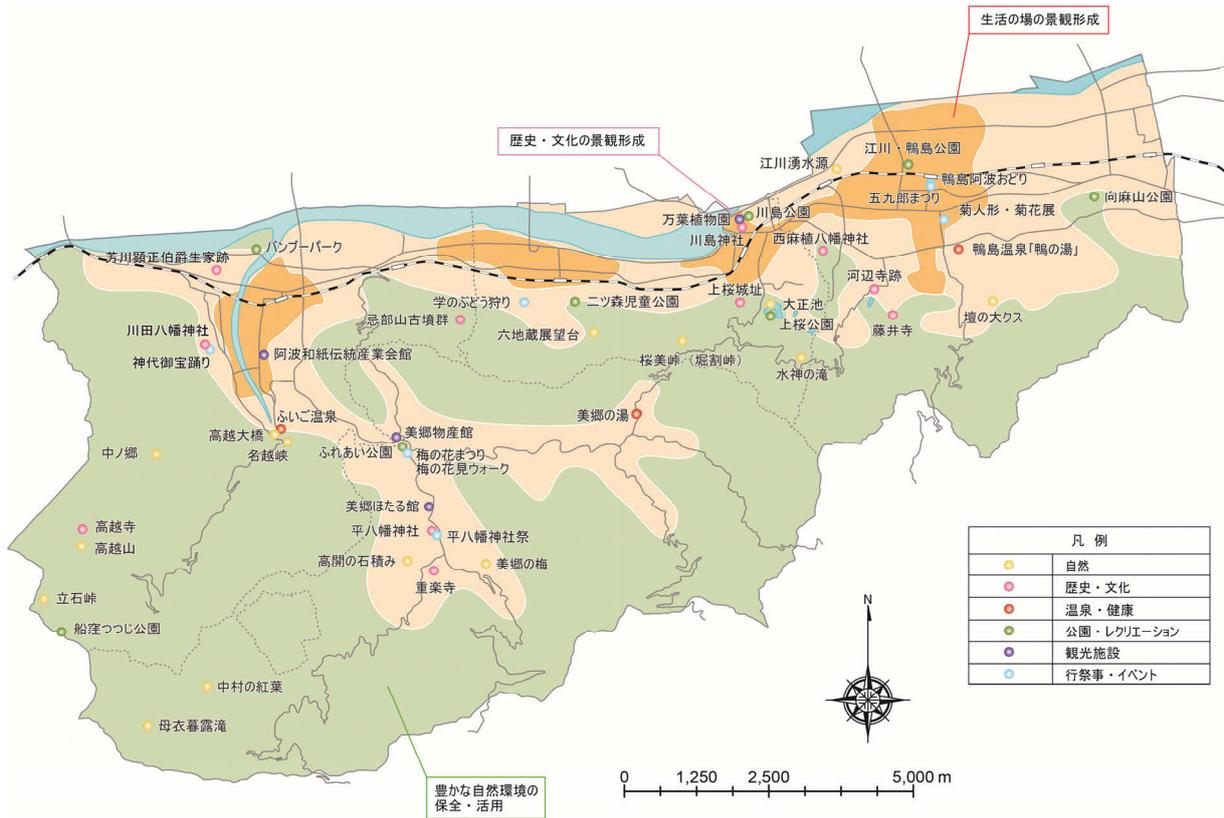
川島神社



川田八幡神社

#### (3)生活の場の景観形成

- 鴨島駅前周辺は、吉野川市の玄関口として、市民の自主的な活動や商業振興施策との連携等により、にぎわいのある景観形成を図ります。
- 一般国道 192 号、318 号等の幹線道路沿いにおいては、徳島県の屋外広告物条例を踏まえ、適正な看板や広告物等の規制・誘導を図ります。



景観形成の整備方針図